

(別紙)

総務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令案に関する意見及びそれに対する考え方

■意見募集期間：2023年6月15日(木)から同年7月14日(金)まで

■意見提出件数：6件(法人：2件、個人：4件)

■意見提出者：個人(4件)、LINE株式会社、楽天モバイル株式会社

No.	意見提出者	意見	意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	(個人)	<p>この法案は、内容が分かりにくい。 その理由は具体的に何をするか明示されていない。底抜きの要諦である。これを国民に是非を問うても答えが返ってこない。 故に、webで調べたら基本方針と基本指針があるようであるが、具体的には</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. サプライチェーンの強化</li><li>2. 特定重要物資</li><li>3. 国民の生存に必要不可欠</li><li>4. 供給が特定国に偏り、外部に過度に依存している</li></ol> <p>これらの要件満たす業者を選定したいと言っているのか明確でない。 また、どの省庁が管理運営するのも定まっていない。 もっと具体性のある法案にすべきだ。</p>	<p>この意見公募は、特定重要設備等を定める省令を対象とするものです。なお、本制度(基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度)は、内閣府が所管する経済安全保障推進法において制度の骨格を定め、基本指針に基づき、本省令案を含む下位法令において具体的な対象事業や対象設備等を規定する構造となっています。</p>	無
2	(個人)	<p>電気通信事業について、一定の規模以上のインターネットエクスチェンジの役務の提供に用いられる設備も特定重要設備に指定するべきである。 (理由) インターネットエクスチェンジはISP等の間のトラフ</p>	<p>特定重要設備は、法第50条に基づき、国民生活及び経済活動の基盤となる役務であって、その安定的な提供に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの(特定社会基盤役務)を安定的に提供す</p>	無

(別紙)

	<p>イックの交換に用いられる拠点であり、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・その事業の性質（トラフィックを集約することに意味がある）上も、</li><li>・我が国における現状（総務省「我が国のインターネットにおけるトラフィックの集計・試算」において「国内主要 IX」とされているのは、インターネットマルチフィード（株）、エクイニクス・ジャパン（株）、（株）JPIX、BBIX（株）及びWIDE Project の5団体のみ）から見ても、</li></ul> <p>特定の数社に事業が集中している。大半の ISP のユーザにとっては、仮に本案により指定されるキャリアが安定的に役務を提供したとしても、これら数団体のうち1団体のインターネットエクスチェンジを利用しなければインターネットにアクセスできなくなるものである。</p> <p>また、主要キャリアの子会社等が提供するインターネットエクスチェンジがある一方で、非営利団体や外資企業が提供するものもあり、我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為に対して堅牢な体制で運用されているとは言い難い面もある。</p> <p>このように、インターネットエクスチェンジの役務の提供に用いられる設備は「特定社会基盤事業の用に供される設備、機器、装置又はプログラムのうち、特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるもの」であり、特定重要設備として指定する必要がある。</p>	<p>るために重要となる設備の中から定められることとなります。他方、IX サービスの安定的な提供に支障が生じた場合においてもインターネットへのアクセスは可能であることから、本省令において、IX サービスを提供する役務に用いる設備を特定重要設備としないこととします。</p>	
--	---	--	--

(別紙)

3	(個人)	<p>マイナンバーカードが国民に普及しはじめている。 国民情報は一元化され便利になるだろう。 現代社会は携帯電話を持っていない国民はいない。フリーWi-Fi、LINE や zoom 等も日本国民に普及している。郵便局では銀行業や保険業を行っている為、大量の個人資産情報を管理している。 不測の事態により一元化することにより個人情報が漏洩したら、どうなるだろうか。電気通信事業法に下記の意見を加えて改正してほしい。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 個人情報が漏洩した場合 漏洩した国民全てに金壱千万円の支払いを義務化する。又、この壱千万円は非課税とする。</li><li>2. 日本国の責任において全ての Wi-Fi の電波を監視する。 例. 海外からの違法なもの、反社会勢力が用いている Wi-Fi 等は傍受してよい。</li><li>3. インターネット上にあがった個人情報の全てを日本国の責任において年金定期便を通じて知らせる。</li></ol> <p>総務省とデジタル庁が協力して日本国民の個人から要請があったらネット上の流出した個人情報を削除できる公的な組織をしっかりと法整備をして作るべきだ。 別件「パブリックコメントの投稿について」 意見募集を iPhone OS バージョン 16 で送ろうとしたが送ることができなかったので改善を要望します。 多様性のある環境から最も意見投稿しやすいのがスマートフォンだと考えます。スマートフォンから意見投稿ができるようにしてください。</p>	御意見として承ります。	無
---	------	--	-------------	---

(別紙)

4	(LINE 株式会社)	省令案第1条第1号ホについて、 1 「付随する IP 電話」は、音声通話を指し、いわゆるビデオ通話は含まないのか。 2 「付随する IP 電話」とは、1 の者との間で通話する場合の IP 電話を指す(いわゆるグループ通話は含まない)のか。	1. 「いわゆるビデオ通話」の個別の事例によりありますが、本案第一条第一号ホに定義する「付随する IP 電話」に該当する場合は含まれることとなります。  2. 特定重要設備により提供される「付随する IP 電話」としては二者の間の IP 電話を想定していることから、その旨の修正をします。 ----- ホ 次条第一号ホに掲げる者にあつては、その者が設置する電気通信設備のうち、同号ホに規定するメッセージサービス及びそれに付随する IP 電話（電気通信事業法施行規則第二十三条の四第二項第十号の三に規定する IP 電話のうち、二の者の間の通信を媒介するものに限る）の用に供するもの -----	有
5	(楽天モバイル株式会社)	基幹インフラの重要設備が日本国外から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止することを目的とする本制度の趣旨について理解いたします。  その上で、各事業者の通常の経済活動の妨げとならないよう、実際の届け出や審査手続きに関し、以下の点についてご配慮をお願いしたいと考えております。  ・届出が必要な計画書の簡素化 ・審査期間の短縮 ・審査項目の明示化	この意見公募は、特定重要設備等を定める省令を対象とするものです。 なお、御意見は今後の参考とさせていただきますが、特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針（令和5年4月28日閣議決定）にも記載されているとおり、詳細な審査基準を示すことは、特定妨害行為を行おうとする主体を利することになりかねません。審査に当たっての考慮要素については、同基本指針において、4つの考慮要素が示されております。また、受付体制については、本制度の円滑な運用のため、必要な	無

(別紙)

		<p>・届出の量が膨大・煩瑣になることで、御省が適切に処理できないような事態に陥らないようにするための受付体制の整備</p> <p>こうした取組により、事業者の円滑な事業環境の確保と国家の安全の両立が図られるもの考えます。</p>	体制を整えて参ります。	
6	(個人)	<p>以下、意見を行う。(なお、各々の意見については1000字内であるので特段に要旨等は付けていない。)</p> <p>・ページ番号 冊子十一頁から</p> <p>・該当箇所 様式第一(第三条関係)</p> <p>・意見 名称欄の内部に記述する形でもよいが、法人については法人番号の記載を行うべきと考える。 理由： 行政全体の効率向上に資するものであり、また公正性の向上にも有用であるので(法人番号があれば、紛らわしさからの混同を狙っての不正などが各所で発生しにくくなるはずである。)</p> <hr/> <p>・ページ番号 冊子十一頁から</p> <p>・該当箇所 様式第一(第三条関係)</p> <p>・意見 公印省略としているが、書類において何らかの公務所又は公務員の署名又は印章があるべきと考える。 理由：</p>	参考意見として承りました。	無

(別紙)

	<p>その方が刑法における扱いで不正のハードルがより上がるため。予め付した印章でもよいので、印章等を付すようにされたい。</p> <p>・ ページ番号 冊子十一頁から</p> <p>・ 該当箇所 様式第一（第三条関係）</p> <p>・ 意見 現在の記載項目に加えて、何らかの通し番号もあると良いと考える（また、制度において、事業者や市民が通し番号を含めた指定についての確認を行えるようであると望ましいと考える。）。</p> <p>理由： 通し番号の存在によってかなり不正等の問題事態・不測の事態の発生が抑えられるのではないかと考える。 （ある番号によって一意に事業者（法人については法人番号との紐付きがあると尚良）が確定するようであると、確認の能力が向上し、また不正側はより不正を行いくくなるはずと思われる（番号の提示を求められたら対応に苦慮するであろうから。）。）</p> <p>・ ページ番号 冊子十二頁から</p> <p>・ 該当箇所 様式第二（第五条関係）</p> <p>・ 意見 様式において、法人については法人番号の記載を行わせた方が適切と考える。</p> <p>理由： 行政全体の効率向上に資するものであり、また公正性</p>		
		参考意見として承りました。	

(別紙)

		<p>の向上にも有用であるので(法人番号があれば、紛らわしさからの混同を狙っての不正などが各所で発生しにくくなるはずである。)</p> <p>・ ページ番号 冊子十二頁から</p> <p>・ 該当箇所 様式第二 (第五条関係)</p> <p>・ 意見 また、何らかの事情(吸収・合併等)で法人番号の変更がある場合についてはその記載も行えるような様式にしておいた方が良いのではないかと考える。</p> <p>理由： その方が利便があると思われるが、これは行政におけるその様な場合の手法方法に寄るので、そぐわないのであれば無視されたい。</p> <p>・ ページ番号 冊子十二頁から</p> <p>・ 該当箇所 様式第二 (第五条関係)</p> <p>・ 意見 「名称又は住所」についてはそのどちらであるかが示されるような様式とした方が適切ではないかと考える。</p> <p>理由： その方が事務処理担当が幾分楽であろうから。</p> <p>・ ページ番号 冊子十二頁から</p> <p>・ 該当箇所 様式第二 (第五条関係)</p>		
--	--	---	--	--

(別紙)

		<p>・意見 書類については、署名又は押印がある方が望ましいと考える（電子的手続の場合は電子署名）。 理由： その方が不正に対するハードルが高まると思われるので。（それらが無いと第三者の者が勝手に不正な手続を行う可能性が高まると考える。）</p>		
		<p>・ページ番号 冊子十四頁から ・該当箇所 様式第三（第六条関係） ・意見 名称欄の内部に記述する形でもよいが、法人については法人番号の記載を行うべきと考える。 理由： 行政全体の効率向上に資するものであり、また公正性の向上にも有用であるので（法人番号があれば、紛らわしさからの混同を狙っての不正などが各所で発生しにくくなるはずである。）。</p>	参考意見として承りました。	
		<p>・ページ番号 冊子十四頁から ・該当箇所 様式第三（第六条関係） ・意見 公印省略としているが、書類において何らかの公務所又は公務員の署名又は印章があるべきと考える。 理由： その方が刑法における扱いで不正のハードルがより上がるため。予め付した印章でもよいので、印章等を付</p>		

(別紙)

	すようにされたい。		
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ページ番号 冊子十五頁から</li><li>・ 該当箇所 様式第四（第七条第一項関係）</li><li>・ 意見 書類については、署名又は押印がある方が望ましいと考える（電子的手続の場合は電子署名）。 理由： その方が刑法においての扱いで不正のハードルがより上がるため。</li></ul>	参考意見として承りました。	
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ページ番号 冊子十七頁から</li><li>・ 該当箇所 様式第五（第七条第二項関係）</li><li>・ 意見 書類については、署名又は押印がある方が望ましいと考える（電子的手続の場合は電子署名）。 理由： その方が刑法においての扱いで不正のハードルがより上がるため。</li></ul>	参考意見として承りました。	
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ページ番号 冊子十八頁から</li><li>・ 該当箇所 様式第六（第八条関係）</li><li>・ 意見 発行権者の印章があるのは適切と考える。</li></ul>	賛同の御意見として受け止めます。	

(別紙)

		理由： 様式を偽造・変造等しての不正を行う事等へのハードルが高くなるので。  意見は以上である。		
--	--	---	--	--

○提出意見数：6件